

尼崎市空き家対策に関する事業一覧（2025年12月1日現在）

空き家・古い住宅を解体したい所有者の方へ	
<p>特殊空家に係る除却費補助金</p> <p>他人が所有する土地にある長屋住宅の空き家や接道不良の土地にある空き家といった、除却するときに障害が多いと予想される空き家を除却する費用の一部を補助します。</p> <p>市 HP ID 1024803</p>	<p>対象者 ①他人が所有する土地の長屋住宅の所有者、②無接道敷地の住宅の所有者又は土地所有者。※いずれも個人。ほかにも要件あり。</p> <p>補助額 補助対象工事費の2/3（1戸当たり上限50万円、切り離しが必要な長屋の場合は70万円、長屋を複数戸除却する場合は1戸当たり50万円（上限150万円））。</p> <p>申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。</p> <p>※契約・工事前に申請が必要です。</p>
<p>一団の土地に存する老朽危険空家等に該当する住宅等の除却費補助</p> <p>無接道等により単独での除却が困難な老朽危険空家等を含む一団の土地の区域において、当該住宅を含めて一体的に除却する費用の一部を補助します。</p> <p>市 HP ID 1030191</p>	<p>対象者 一団の土地（狭小地や無接道敷地等にある老朽危険空家等を含む住宅が密集する土地の区域で、申請にもとづき市長が個別に認定した区域）にある老朽危険空家等に該当する住宅等を一体的に除却する者（住宅の所有者又は所有者の同意を得て除却する者（法人も含む））。</p> <p>※ほかにも要件あり。</p> <p>補助額 補助対象工事費の2/3（1戸当たり上限50万円）</p> <p>申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。</p> <p>※契約・工事前に申請が必要です。</p>
<p>不良木造賃貸住宅の除却（解体費用）に係る補助金</p> <p>敷地規模が300平方メートル以上又は住戸の数が5戸以上で、老朽化により不良な状態の木造賃貸住宅（共同住宅又は長屋建て住宅）の除却に要する費用の一部を補助します。</p> <p>市 HP ID 1040739</p>	<p>対象者 敷地面積が300㎡以上又は住戸の数が5戸以上ある老朽化した木造賃貸住宅（共同住宅又は長屋住宅に限る）の所有者（法人も含む）。</p> <p>※除却後の跡地の活用方法に条件あり。ほかにも要件あり。</p> <p>補助額 補助対象工事費の2/3（1戸当たり上限50万円、住戸数が10戸以上である場合は、1棟当たり上限500万円）。</p> <p>申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。</p> <p>※契約・工事前に申請が必要です。</p>
<p>不良木造賃貸住宅の除却の促進（住み替え費用）に係る補助金</p> <p>敷地規模が300平方メートル以上又は住戸の数が5戸以上で、老朽化により不良な状態の木造賃貸住宅（共同住宅又は長屋建て住宅）からの居住者の住み替えに要する費用の一部を補助します。</p> <p>市 HP ID 1040790</p>	<p>対象者 敷地面積が300㎡以上又は住戸の数が5戸以上ある老朽化した木造賃貸住宅の所有者で、同住宅を除却するために居住者の住み替えに要する費用を負担する者（法人も含む）。※ほかにも要件あり。</p> <p>補助額 対象経費の額（1世帯1住戸当たり上限30万円、1棟当たり上限60万円）</p> <p>申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。</p> <p>※契約・工事前に申請が必要です。</p>
<p>空家対策に係る技術的支援事業</p> <p>老朽危険空家等の敷地を含む通路について、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可を得ようとする場合に、その許可のために必要な通路協定書の作成等に掛かる費用の一部を補助します。</p> <p>市 HP ID 1021365</p>	<p>対象者 建替等を行う空家等が建つ土地の所有者（購入予定者を含む）。</p> <p>要件（個人） 令和2年5月1日以降に通路協定書の作成を専門家に委託し、通路協定の締結日より前又は締結日から1年以内に老朽危険空家等の除却を行うもの。※ほかにも要件あり。</p> <p>要件（法人） 老朽危険空家等の取得前又は取得後1年以内に事前協議を行い、かつ、当該空家等の取得後3年以内に通路協定を締結し、当該空家等の除却を行うもの。※ほかにも要件あり。</p> <p>補助額 通路協定書の作成等に要する費用の1/2（上限30万円）。</p> <p>申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階の住まいと空き家の相談窓口へ。※原則として事前協議が必要です。</p>

空き家を 買いたい・借りたい方へ

空家改修費補助事業

一定期間利用されていない空き家や、建替えが難しい空き家の、利活用に掛かる改修費用の一部を補助します。

市 HP **ID** 1024804

対象者（自己居住型） 築 20 年以上で 2 年以上（無接道敷地の場合は 3 ヶ月以上）使用していない住宅を自己の居住用に改修する個人の所有者又は借り主。

対象者（事業者型） 無接道敷地の 3 ヶ月以上使用していない住宅を賃貸用に改修する所有者（法人も可）。

要件 耐震性能を有する戸建住宅を取得し、自己居住用（無接道敷地の場合は賃借用も可）に改修するもの。ほかにも要件あり。

補助額 補助対象工事費の 2/3（1 戸の上限 100 万円、長屋・共同住宅の場合は 1 棟の上限 200 万円）。

申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。
※契約・工事前に申請が必要です。

子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業

子育て世帯や新婚世帯が、自己居住用に中古住宅を購入して改修する場合、改修費用の一部を補助します。

市 HP **ID** 1011583

対象者 18 歳未満の子又は妊婦がいる世帯や、結婚して 5 年以内で夫婦の年齢の合計が 80 歳未満の世帯（個人）。

要件 築 5 年以上、かつ 3 か月以上居住者がいない耐震性能を有する戸建住宅を取得し、自己居住用に改修するもの。ほかにも要件あり。

補助額 補助対象工事費の 1/2（上限 50 万円）。市外からの転入や見学会の実施など、別途加算あり。

申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。
※契約・工事前に申請が必要です。

既存住宅流通促進事業

安心して既存住宅の売買が行われるよう、売買時に行う現況検査と売買瑕疵保険の加入に掛かる費用の一部を補助します。

市 HP **ID** 1021258

対象者 既存住宅の所有者又は購入予定者（個人）。

対象経費 ①既存住宅現況検査（インスペクション）に掛かる費用。
②既存住宅売買瑕疵保険（個人間タイプ）に掛かる費用。

補助額 ①対象経費の額（上限 88,000 円）
②対象経費の 1/2（上限 37,000 円）

申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。
※事前の届出が必要です。

隣地統合促進事業

狭小地や無接道地とその隣地を統合する場合に掛かる測量・登記費用などの一部を補助します。

市 HP **ID** 1011588

対象者 狭小地（50 ㎡以下）や無接道地（面積制限なし）とその隣地を統合する個人・法人。

要件 取得する土地に建物がある場合は除却。※ほかにも要件あり。

補助額 【今福・杭瀬寺島、潮江、浜、戸ノ内町北、下坂部川出】上限 50 万円、【同地区を除く市内全域】上限 25 万円。

申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。

子育て支援施設開設費用補助

子育て住宅促進区域内において商業施設等の空き区画を活用し子育て支援施設を開設する場合における当該開設に要する費用（内装工事費、ファサード整備費、備品購入費、賃料）の一部を補助します。

市 HP **ID** 1038371

対象者 商業施設等の空き区画を賃借し子育て支援施設（学習塾・児童ホーム・親子交流施設など）を開設する者。

要件 3 年以上の事業継続が見込まれ、施設利用可能時間が週 3 日以上かつ週当たり 12 時間以上であるもの。※ほかにも要件あり。

対象経費 ①開設する年度：内装工事費、ファサード整備費、賃借料など
②開設の翌年度及び翌々年度：賃借料

補助額 ①開設する年度：補助対象工事費の 2/3（上限 300 万円）
②開設の翌年度及び翌々年度：賃借料の 2/3（上限 100 万円）

申請方法 所定の用紙などを直接住まいと空き家の相談窓口へ。
※契約・工事前に申請が必要です。

空き家を売りたい・貸したい・手放したい方へ

戸建住宅賃貸化改修補助

子育て住宅促進区域内に存する個人所有の戸建住宅をサブリース契約による賃貸化に向けて行う改修工事に要する費用の一部を補助します。

市 HP **ID** 1038292

対象者（マイホーム借上げ制度を利用する場合） JTI（一般社団法人移住・住みかえ支援機構）と補助対象住宅を賃貸住宅として活用することを目的とした契約を締結する個人・法人。

対象者（住宅を借り上げ子育て世帯等に転貸しようとする場合）

補助対象住宅を転貸借住宅として活用することを目的とした契約（サブリース契約）により子育て世帯等に転貸しようとする者。

要件 延べ床面積が 55 ㎡以上で耐震性能を有する戸建住宅を賃貸住宅として活用するために改修するもの。ほかにも要件あり。

補助額 補助対象工事費の 1/2（上限 60 万円）。

申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。

※契約・工事前に申請が必要です。

空家バンク

空き家・空き地を売りたい・貸したいと考える所有者等が登録した物件情報を公開し、利用したい方とのマッチングを行います。古い住宅や未接道地も取り扱います。登録期間は 2 年間です。

市 HP **ID** 1010730

登録対象 空き家・空き地の所有者。宅地建物取引業者や不動産業者等は対象外です。

登録要件 媒介・代理契約を締結し、重要な事項の説明書が作成されている事。建物がある場合は建物状況調査の実施の同意が必要です。※ほかにも要件あり。

申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。

空家等寄付受け事業

一定の要件を満たす空き家及びその土地について、所有者から寄付を受入れています。

市 HP **ID** 1021366

対象者 要件を満たす土地と空き家の所有者（土地と建物で所有者が異なる場合は同時期に両方から寄付の申入れを行うもの）。

要件 対象の空き家が長屋住宅又は共同住宅の一部でない。対象の土地が狭小地（50 ㎡以下）や無接道地でない。土地の境界が確定している。※ほかにも要件あり。

申請方法 所定の用紙などを郵送か直接住まいと空き家の相談窓口へ。

住まいを耐震診断・耐震改修したい方へ

簡易耐震診断推進事業

住宅所有者の申し込みに応じて、簡易耐震診断員を派遣し、調査・診断を行ない、その結果を住宅所有者に報告します。

市 HP **ID** 1003585

対象者 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した戸建て住宅、長屋住宅、共同住宅の所有者。

自己負担額 住宅の種類や構造により異なります。

注意事項 ツーバイフォー住宅や平成 17 年 6 月 1 日以降に増築された住宅など、申請を受け付けできない場合があります。

申請方法 所定の用紙などを直接市役所北館 5 階建築指導課へ。

住宅耐震改修促進事業

住宅の耐震化に要する費用への補助を行っています。様々な補助制度がありますのでご利用ください。

市 HP **ID** 1002264

対象者 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した戸建て住宅、長屋住宅、共同住宅の耐震改修工事等を実施する所有者で、所得などの要件を満たす個人。

要件 耐震改修の計画作りは一定の要件を満たした建築士が実施し、工事の施工確認は建築士が実施すること。工事の施工は兵庫県住宅改修業者登録制度の登録業者が実施すること。※ほかにも要件あり。

申請方法 所定の用紙などを直接市役所北館 5 階建築指導課へ。

※契約・工事前に申請が必要です。

空き家で困らないために**備える**方へ

相続登記費用及び遺言書作成費用に係る補助金

相続登記の事務や遺言書の作成に当たって司法書士や弁護士などに支払う報酬などの費用の一部を補助します。

市 HP **ID** 1036465

対象者 **共通**：世帯の合計所得金額が 400 万円以下である。

相続登記費用：建物を相続し、単独所有の相続登記を行う人。

遺言書作成費用：所有する建物を相続人となるべき者の一人に単独所有させる項目を含むこと。75 歳以上。※ほかにも要件あり。

補助額 補助対象経費の 2/3（上限 10 万円）。

申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館 5 階の住まいと空き家の相談窓口へ。

住まい・空き家の**相談先**

【総合】住まいと空き家の相談窓口

住まいや空き家に関するお悩みについて、あらゆる分野の専門家が連携し、ワンストップで解決を目指す総合相談窓口です。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

市 HP **ID** 1034418

対象者 空き家の処分や活用に取り組む方、住まいの終活に取り組む方、土地や建物の管理にお悩みのある方など。※所有者・購入希望者・空き家の近隣に住む方など、どなたでもご利用いただけます。

自己負担額 相談は無料。権利関係の整理や解体工事などを依頼した場合には費用負担が必要です。

利用方法 専門家への相談は予約制です。まずは窓口又はお電話等にて相談内容をお伺いさせていただき、相談日時等をご案内します。

電話番号 06-6489-6511 **FAX 番号** 06-6489-6544

所在地 尼崎市役所本庁 北館 5 階

受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

【解体】AI による解体費用シミュレーターと一括見積りサービス

空き家の解体を検討している方へ、インターネットで簡単に解体費用の概算がわかるシミュレーターと、一括見積りサービスを提供しています。「価格が不透明で不安」といったお悩みを解決します。

市 HP **ID** 1024901

対象者 空き家の解体費用の概算を知りたい方、複数の解体見積を比較したい方、WEB で解体の手続きを進めたい方。

利用方法（シミュレーター） 最短 1 分、無料で解体費用の概算が確認できます。国土交通省のモデル事業に選ばれています。

利用方法（一括見積り） シミュレーターと合わせて、最大 6 つの事業者へ一括見積りが可能です。登録事業者は独自の審査基準を満たしており、口コミも確認できるため安心してご利用いただけます。

※「株式会社クラッソーネ」が運用するサービスです。見積りを依頼する場合には利用規約をご確認ください。



【尼崎市版】
解体費用
シミュレーター

【講座】空き家対策おしかけ講座

地域の集まりや施設の研修会などに市職員がお伺いして、空き家に関する講座を開催します。必要に応じて弁護士などの専門家を講師として派遣します。

市 HP **ID** 1024902

対象者 空き家に関する問題や取組等に関心を持つ市内の団体（個人利用や営利目的の利用はお断りしています）。

要件 場所は申請者が準備、おおむね 5 名以上が参加するもの。

内容 申請者の希望に応じて対応します。1 回 1 時間程度。

申請方法 開催日の 2 ヶ月前までに所定の用紙を郵送か直接空家対策担当へ。

※いずれの事業も他に要件があります。詳しくは市のホームページをご確認ください。

※いずれの事業も先着順で実施し予算額に達しだい受付を終了します。



尼崎市ホームページ

【問い合わせ先】

所属名	電話番号	F A X 番号	メールアドレス
住まいと空き家の相談窓口	06-6489-6511	06-6489-6544	—
空家対策担当	06-6489-6139	06-6489-6597	ama-akiyataisaku@city.amagasaki.hyogo.jp